

喫煙可能室設置施設の変更・廃止届出について

喫煙可能室設置届出書の内容に変更が生じたとき、喫煙可能室を廃止したときは届出が必要になります。

1 届出書について

以下の書類を提出してください。届出書は、「3 届出書提出先」の窓口にて配布または区公式ホームページからダウンロードできます。

(1) 変更の場合

- 喫煙可能室設置施設 変更届出書
- 変更の事実を証明することができる書類の写し
- 喫煙可能室設置施設に関するチェックリスト

(2) 廃止の場合

- 喫煙可能室設置施設 廃止届出書
- 喫煙可能室設置施設に関するチェックリスト

2 届出が必要な事例

(1) 変更届出

- ・施設の名称及び所在地が変更になった場合
- ・管理権原者の氏名及び住所が変更になった場合 等
- ※更新により営業許可番号が変更になった場合は、届け出る必要はありません。

(2) 廃止届出

- ・飲食店の廃止（移転、全面改装、建替に伴う廃止を含む）
- ・飲食店の全面禁煙化
- ・客席面積が 100 m²超となった場合
- ・従業員の雇用 等

従業員とは、労働基準法第9条に規定する労働者（例：正社員、契約社員、アルバイト、パートタイムなど）です。同居の親族のみを使用する事業及び家事使用人を除きます。

3 届出書提出先

提出先	住所	電話番号
杉並保健所健康推進課 (受動喫煙防止対策担当) 【窓口、郵送受付】	〒167-0051 杉並区荻窪 5-20-1 杉並保健所 2F	03-3391-1355

※ 郵送による届出をご希望の場合、上記「杉並保健所健康推進課（受動喫煙防止対策担当） 行」に、返信用封筒（定型封筒に 84 円切手を貼付し、返信先住所記載のもの）を同封してご郵送ください。届出書の写し（受領印押印のもの）を返信いたします。なお、郵送料はお手数ですが、ご負担ください。

4 問い合わせ先

杉並保健所健康推進課（受動喫煙防止対策担当）

住所：〒167-0051 杉並区荻窪 5-20-1

電話：03-3391-1355

